

第4章 組 織

○厚木愛甲環境施設組合事務局設置条例

（平成16年4月1日）
（条例第3号）

改正 令和2年3月26日 条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、厚木愛甲環境施設組合に置く事務局について必要な事項を定めるものとする。

（処理事務）

第2条 事務局の処理をする事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の管理及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物（ごみ）処理施設の設置及び管理運営に関すること。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

○厚木愛甲環境施設組合事務局規則

（平成16年4月1日）
（規則第2号）

改正 平成19年4月1日 規則第1号 | 令和3年2月26日 規則第1号
平成23年4月1日 規則第2号 |

（趣旨）

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合事務局（以下「事務局」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務局に総務係及び建設係を置く。

（事務局の所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の総合調整に関する事項
- (2) 公印の管理に関する事項
- (3) 組織及び定数に関する事項
- (4) 広報及び広聴に関する事項
- (5) 予算及び財政計画に関する事項
- (6) 資金に関する事項
- (7) 議会に関する事項
- (8) 監査委員に関する事項
- (9) 文書及び統計に関する事項
- (10) 情報公開等に関する事項
- (11) 契約に関する事項
- (12) 組合財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (13) 中間処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理（破碎）施設）の設置及び管理運営並びに最終処分場の設置に関する事項

（会計課の設置）

第4条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

（臨時又は特別な事務、事業等の所掌）

第5条 管理者は、臨時若しくは特別な事務又は組合運営上重要な事務、事業に関しては、第3条の規定にかかわらず、必要な所掌事務の定めをすることができる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例施行規則

(平成16年4月1日
規則第6号)

改正 平成18年4月1日 規則第2号 | 令和2年3月19日 規則第3号
平成21年4月1日 規則第2号
平成22年4月1日 規則第3号
平成22年6月30日 規則第5号
平成31年4月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年組合条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(勤務時間の割振り)

第3条 条例第3条に規定する勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康管理及び事務の効率的執行のため必要があると認める場合は、管理者は、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(休憩時間)

第4条 前条に規定する勤務時間の割振りに対応する休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(年次休暇)

第5条 条例第9条第1項の年次休暇は、1年度につき20日とする。ただし、5月以降において採用された職員のその年度の年次休暇は、別表第1のとおりとする。

2 年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位として受けることができる。1時間を単位として受ける年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(年次休暇の繰越し)

第6条 条例第9条第2項の日数は、1の年度における年次休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)、20日を超える職員にあっては20日とする。

(療養休暇)

第7条 条例第10条に規定する療養休暇は、次に定める期間とする。

- (1) 公務上の傷病の場合 その療養に必要と認める日数
- (2) その他の傷病の場合 90日の範囲内においてその療養に最小限度必要とする日数

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康上必要があると認めるときは、任命権者は、時間を単位として与えることができる。

(特別休暇)

第8条 条例第11条に規定する特別休暇は、別表第2に定める期間とする。

(介護休暇)

第9条 条例第12条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に定めるもの

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

オ 孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る。)

- (3) その他介護をするため、勤務しないことが相当であると任命権者が認める者

2 条例第12条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した半日勤務時間の範囲内とする。

(日数の計算)

第10条 療養休暇、特別休暇及び介護休暇が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって療養休暇、特別休暇又は介護休暇の日数とみなす。

(年次休暇、療養休暇及び特別休暇の請求)

第11条 年次休暇、療養休暇及び特別休暇を受けようとする者は、年次休暇請求票又は療養(特別)休暇請求票により、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

第5章 人事 (厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則)

休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間30分、4時間15分又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

- 4 任命権者は、条例第17条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項の規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第17条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2の5の項の改正規定は、同年5月21日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日規則第5号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第2号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年8月31日までにおける改正後の第20条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

附 則 (令和2年3月19日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

(厚木愛甲環一九)

一三六〇(一三七〇)

第5章 人事 (厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則)

た勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第17条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手続について必要な事項は、任命権者が定める。

(時間外勤務代休時間)

第26条の2 条例第17条の2第1項の規則で定める期間は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(条例第4条及び第16条の規定に基づく週休日における勤務のうち任命権者が別に定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第17条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給し、正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 再任用短時間勤務職員及び育児休業職員について正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 正規の勤務時間が割り振られた勤務日以外の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、3時間30分、4時間15分又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次

○厚木愛甲環境施設組合職員の時差勤務に

関する規程

（令和2年3月19日）
訓令第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項に規定する勤務時間の割振り等（以下「時差勤務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の健康管理等のため必要があると認める場合）

第2条 規則第3条第2項に規定する職員の健康管理及び事務の効率的執行のため必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員が、各種団体等との会議及び打合せ、公共工事等に係る説明会及び用地交渉その他業務の対象者の都合等により、規則第3条第1項に規定する午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間以外の時間に予定される業務に従事する場合
- (2) その他所属長が時差勤務による勤務を行うことが必要かつ適当と認める場合
（時差勤務による勤務時間等）

第3条 規則第3条第2項の規定により管理者が別に定める勤務時間の割振り及び当該勤務時間の割振りに対応する休憩時間は、別表に定める割振り及び当該勤務時間の割振りに対応する休憩時間とする。

- 2 1日の勤務時間が7時間45分に満たない職員の勤務時間の割振りは、午前6時から午後10時までの時間帯で所属長が定める。
- 3 前項に規定する勤務時間の割振りに対応する休憩時間は、所属長がその都度定める。

（時差勤務の命令手続）

第4条 所属長は、時差勤務のため勤務時間を割り振る場合は、原則として、1週間前までに職員に命令しなければならない。

（時差勤務の変更等）

第5条 所属長は、前条の規定により時差勤務を職員に命令した日から当該勤務日の前日までの間に、当該割振りを変更し、又は取り消すべき特別な事由が生じたとき

（厚木愛甲環一九）

一一二七六

は、当該職員の同意を得て、その割振りを変更し、又は取り消すことができる。

（時差勤務を命じられた日の取扱い）

第6条 時差勤務を命じられた日は、条例第16条に規定する週休日の振替、条例第17条第1項に規定する代休日の指定及び条例第17条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間の指定は、行わないものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
A勤務	午前6時から午後2時45分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
B勤務	午前6時30分から午後3時15分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
C勤務	午前7時から午後3時45分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
D勤務	午前7時30分から午後4時15分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
E勤務	午前8時から午後4時45分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
F勤務	午前10時15分から午後7時までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
G勤務	午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分	午後5時15分から午後6時15分まで
H勤務	午後零時15分から午後9時までの間において7時間45分	午後5時15分から午後6時15分まで
I勤務	午後1時15分から午後10時までの間において7時間45分	午後5時15分から午後6時15分まで

（厚木愛甲環一九）

一一七八（一三〇〇）

○厚木愛甲環境施設組合請負工事監督規程

（令和3年6月1日）
（訓令第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、厚木愛甲環境施設組合が発注する請負工事（以下「工事」という。）の監督について必要な事項を定めるものとする。

（監督員及び監督補助員）

第2条 事務局長は、工事ごとに監督員を技術職員及び技術員（以下「技術職員等」という。）のうちから指名する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して工事の監督を行わせる場合は、その者を監督員として指名する。

2 事務局長は、前項ただし書の場合において、複数の監督員を指名し、監督業務を分担させるときは、その分担させる内容を定めなければならない。

3 事務局次長は、必要に応じて監督補助員を技術職員等のうちから指名することができる。

（監督員及び監督補助員の職務）

第3条 監督員は、関係法令及び契約書、設計図書、工程表その他の関係書類に基づき、工事が契約どおり施工されるよう監督を行うとともに適宜担当係長に工事の進捗状況を報告しなければならない。

2 監督員は、請負工事契約の相手方（以下「契約者」という。）その他利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに工事現場付近の住民との関係にも留意し、紛争等が起こらないように配慮しなければならない。

3 監督補助員は、監督員の指示を受けて監督員を補佐し、監督員に事故があるときは、その職務を代行する。

（監督日誌）

第4条 監督員は、監督業務を行ったときは、その都度監督日誌に記録し、事務局次長に報告しなければならない。ただし、請負金額1,000万円未満の工事（補助事業及び事務局次長が特に指示したものは除く。）については、この限りでない。

（工事材料の検査）

第5条 監督員は、特に指定した工事中材料の搬入があったときは、使用前にその品質、数量等を検査し、不合格材料については、速やかに工事現場から搬出させなければならない。

2 監督員は、工事中材料のうち調査又は試験を必要とするものがある場合には、これに立会いその結果を記録しておかなければならない。

（支給材料の取扱い）

第6条 監督員は、契約者に材料を支給する場合は、その都度支給材料受領書を提出させ、その用途を明確にしておかなければならない。

2 前項の支給材料受領書は、支給材料受払簿に受領者の署名をもってこれに代えることができる。

（工事の立会い及び確認）

第7条 監督員は、次に掲げる工事の施工に立ち会わなければならない。

- (1) 材料の調査を要する工事
- (2) 水中又は地下に埋設する工事
- (3) 完成後外面から確認することができない工事
- (4) その他立会いが必要と認められる工事

2 監督員は、やむを得ない理由により前項の立会いができないときは、契約者に対して施工後その適否を確認できるよう写真その他の方法で記録しておくことを指示しなければならない。

3 監督員は、契約者が第1項各号に掲げる工事を施工後確認できない方法により施工したときは、事務局次長の指示を受けて工作物の一部を破壊して確認することができる。

（工事の促進）

第8条 監督員は、契約者が提出する工程表と工事現場の進捗状況を常に照合し、工事が遅延するおそれがあるときは、契約者に必要な指示をしなければならない。

（設計等の変更）

第9条 監督員は、工事の設計、仕様、工程等に変更（以下「設計等の変更」という。）を要するときは、その旨を事務局次長に報告し、その指示を受けて設計者その他の関係人と協議の上変更設計書等を調製しなければならない。

（報告事項）

第10条 監督員は、次に掲げる場合にはその旨を事務局次長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 契約者が正当な理由なく工事に着手しないとき。
- (2) 工事が工程表に対して1割以上又は2週間以上遅れを生じたとき。
- (3) 天災その他の理由により工事に異状を来し、又はその進行を阻害されたとき。
- (4) 工事が工期内に完成する見込みがないとき。
- (5) 契約の解除又は工事の中止を要するとき。
- (6) 契約者が監督員の指示に従わないとき。
- (7) 現場代理人等が工事の施工又は管理について著しく不適當で、その交替が必要であるとき。
- (8) その他予想しがたい事実が発生したとき。

2 事務局次長は、前項第1号から第6号までの事由により必要な措置をとるときは、あらかじめ検査員に協議しなければならない。

（予備検査等）

第11条 監督員は、契約者から工事出来形検査又は指定部分（工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）に係る完成検査の申請があったときは、速やかに工事担当係長の予備検査を受けて工事出来高調書又は指定部分に係る工事完成調書を作成し、必要な書類を添付して事務局次長に提出しなければならない。

2 監督員は、契約者から工事完成届の提出があったときは、速やかに工事担当係長の予備検査を受けるとともに、工事完成調書を作成し、事務局次長に提出しなければならない。

3 事務局次長は、工事出来高調書、指定部分に係る工事完成調書又は工事完成調書を受領したときは、その出来形又は完成を確認し、適当と認めるものについて、速やかに検査員に出来形検査、指定部分に係る完成検査又は完成検査をさせなければならない。

（願、届出等）

第12条 監督員は、工事施工上契約者等から提出される一切の願い、届出等については、事実、原因等を調査し、必要な意見を付し、事務局次長に提出しなければならない。

（準用）

第7章 財務（厚木愛甲環境施設組合請負工事監督規程）

第13条 第2条及び第3条並びに第8条から前条までの規定は、工事に係る委託業務について準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

〔厚木愛甲環一九〕

二三三八

○厚木愛甲環境施設組合請負工事検査規程

（令和3年6月1日）
（訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、厚木愛甲環境施設組合が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定めるものとする。

（検査員及び検査補助員）

第2条 事務局長は、検査員を技術職員及び技術員（以下「技術職員等」という。）のうちから指名する。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、特殊性、緊急性のあるときその他必要があると認めるときは、技術職員等のほかに検査員を指名することができる。

3 事務局長は、必要があると認めるときは、検査補助員を指名することができる。

4 検査員及び検査補助員には、同一工事の監督員及び監督補助員を指名することができない。

（検査の種類）

第3条 検査の種類は、出来形検査、指定部分（工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）に係る完成検査及び完成検査とする。

2 出来形検査は、工事が所定の工程に達し、請負工事契約の相手方（以下「契約者」という。）から部分払いの請求のため出来形検査の申請があったとき、又は契約の解除等により請負工事の中止があったとき、その完成前に当該既成部分について行う。

3 指定部分に係る完成検査は、指定部分の完成した工事について行う。

4 完成検査は、完成した工事について行う。

（検査員及び検査補助員の職務）

第4条 検査員は、工事の出来形を契約書、設計図書等（以下「検査関係書類」という。）に基づき綿密かつ厳正に検査するものとし、必要があるときは契約者等に工作物の一部を破壊させて確認することができる。

2 検査補助員は、検査員の指示を受けて検査員を補佐し、又はその職務を代行する。

（検査の執行）

第5条 出来形検査は、検査関係書類に基づき既成部分について工事出来高調書と照合して行う。

2 指定部分に係る完成検査は、検査関係書類に基づき指定部分について指定部分に係る工事完成調書と照合して行う。

3 完成検査は、検査関係書類に基づき行う。

（検査の立会い）

第6条 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。

- (1) 事務局次長又は工事担当係長
- (2) 監督員及び監督補助員
- (3) 現場代理人及び主任（監理）技術者

2 契約者等は、検査の際、検査に必要な機械器具等を用意するものとする。

（検査の中止）

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を行わず、又は中止することができる。

- (1) 前条第1項各号に規定する者が検査に立ち会わないとき。
- (2) 手直し等を要する箇所が著しいとき。
- (3) 検査に必要な書類が提出又は掲示されないとき。
- (4) 前条第2項に規定する機械器具等が用意されないとき。
- (5) 前条第1項第3号に規定する者が、検査員の職務執行を妨げ、又はそのおそれがあるとき。

（手直し等の指示）

第8条 検査員は、検査の結果手直し等を要すると認めるときは、手直し指示書により契約者に対し、指示をするとともにその旨を事務局次長に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、手直し等が軽微なときは、口頭をもって指示することができる。

3 事務局次長は、第1項の手直し指示書により通知を受けた箇所の手直し等が完了したときは、これを確認し、その旨を検査員に報告しなければならない。

4 検査員は、手直し等が完了した旨の報告を受けたときは、これを確認し、工事完成検査調書に必要な事項を記載しなければならない。

（検査の結果報告）

第9条 検査員は、次の各号に掲げる検査（特殊性工事等に係るものを除く。）が完了したときは、その結果を当該各号に定める書類により事務局長に報告しなければならない。

(1) 出来形検査 工事出来高調書及び工事出来高部分検査調書

(2) 指定部分に係る完成検査 指定部分に係る工事完成調書及び指定部分に係る工事完成検査調書

(3) 完成検査 工事完成調書及び工事完成検査調書

2 検査員は、特殊性工事等に係る検査が完了したときは、その結果を工事出来高部分検査調書、指定部分に係る工事完成検査調書又は完成検査調書により事務局長に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、工事完成届に検査済印を押印することにより工事完成検査調書に代えることができる。

（検査員等の実地調査）

第10条 検査員及び検査補助員は、工事の履行を図るため、必要に応じ実地に調査し、事務局次長に必要な助言をすることができる。

（準用）

第11条 第2条から第9条までの規定は、工事に係る委託業務について準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「現場代理人及び主任（監理）技術者」とあるのは「管理技術者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

